

えびの市立真幸中学校 部活動規約（生徒用）

1 部活動の心得

- (1) 部活動加入生は、生徒心得、交通道德、活動時間、その他全ての活動等、本校の校則に従うこととする。
- (2) 活動時及び遠征時の服装については、原則として学校指定のジャージとする。但し、部独自のジャージがあるところはそれでも構わない。
- (3) ユニフォーム等は、華美にならないように注意し、金額も考慮したうえで、生徒・顧問・保護者相談の上で決定する。
- (4) 休日等の部活動については、自転車通学許可を受けた者は必ずヘルメットを着用し交通道德をしっかりと守ること。

2 活動時間について

- (1) 平日の活動時間帯は、帰りの会終了後から下校完了時刻までとする。下校完了時刻とは、学校敷地内から完全に出る時間のことである。

4月～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
18:30	18:15	17:30	17:30	17:30	17:45	18:15
18:45	18:30	17:45	17:45	17:45	18:00	18:30

※日没時間を考慮し、変更する場合がある。

○大会前の練習については、一週間程度30分の練習時間延長を認める。

(ただし、校長・職員・保護者の承諾を必要とし、迎えなどの措置を講じ、事故のないよう十分配慮する。)

- (2) 休日の活動時間は、基本的に朝8:00～17:00までと設定する。(特別な場合は顧問の指示による)

3 活動について

- (1) 練習場・部室の整備及び安全点検に心掛け、活動終了後の清掃・後片付けを行うこと。
(部室については整理整頓に心がけ、週1回は部室の清掃を行うこと。)
- (2) 部室は、部活動の時以外は使用しない。毎日きちんと、施錠をすること。
- (3) 自分たちの使用した用具・ボール等の整理整頓をきちんとする。練習会場・部室の消灯・戸締まりを確実にすること。
- (4) 一度入部をしたら、原則として3年間頑張っ続けて続ける努力をすること。

4 その他

- (1) 校内定期テストの時は、テスト3日前より部活動中止期間とする。(公式戦は考慮する。)
- (2) 服装容儀面(特に眉そり、染髪)の違反や問題行動に関しては宮崎県中体連の規約に則り、中体連の試合に出場できない。

次のような学校の規則及び部活動の規則に違反した場合、部活動停止の対象とする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①買い食い、不要物の持ち込み、寄り道②自転車違反(学校規則に準ずる)
ステッカーなし、ヘルメットなし、整備不良、自転車改造、2人乗り、並進、タスキなし③服装容儀
脱色・染髪、眉そり、ピアス、ピアス跡(穴)
パーマ・ストレートパーマ・アイロン等を使っての整髪④飲酒、喫煙、窃盗(万引き)、恐喝、不純異性交遊行為、器物破損、暴力行為⑤その他
部活動生としてふさわしくないと認められる行為 |
|---|

※以上の問題行動があった場合、部活動停止及び清掃活動等を行う。

※停止の期間や内容については、下記を原則とするが部顧問会で審議の上、決定する。